

オンラインによる視察の実施について

●委員会視察の実施根拠

公務として委員会視察を実施する場合は、会議規則の規定に基づき、委員派遣の手続を経る必要があるものと考えられる。

○船橋市議会会議規則

（委員の派遣）

第106条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

※標準市議会会議規則第106条と同一の内容

●委員会視察の実施に当たり検討を要する事項

○会議規則の改正が必要かどうか

- ・委員派遣については、地方自治法において触れられておらず、会議規則に規定されているのみ。
- ・他市議会において、改正をせずに実施している例は、複数あり。
- ・全国市議会議長会（標準市議会会議規則を制定）に、オンラインによる委員派遣を行う場合の会議規則改正の要否について見解を伺ったところ、現在総務省に確認中であり、回答を得ていないため、現時点で言えることはないとのこと。

○その他運用に当たって検討が必要と思われる事項

- ・委員は委員会室に集まるかどうか。
（全員、委員会室に集まる／自宅等からの参加も可とする 等）
- ・会議規則の改正が不要である場合に、会議規則第106条でいう「（派遣）場所」をどう捉えるか。
（視察先（相手市）を派遣場所とし、オンラインによって派遣しているものと捉える 等）